

世羅町プロポーザル事務処理要領

平成29年3月9日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町の役務の提供等における業務に関し、プロポーザルにより受託者を選定する場合の事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において指名型プロポーザルとは、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受けるものをいい、公募型プロポーザルとは、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受けるものをいう。

(対象業務)

第3条 この訓令に基づくプロポーザルを適用する業務は、高度な技術力、企画力、開発力及び経験が要求される業務のうち、町長が必要と認めるものとする。

(参加資格等)

第4条 プロポーザル参加資格要件として、次の事項を定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 指名型プロポーザルにあつては指名通知の日から契約締結の日まで、公募型プロポーザルにあつては公告日から契約締結の日までの期間に町の指名除外を受けていない者
- (3) 世羅町競争入札に参加する者に必要な資格及び審査の申請手続きに関する規程(平成16年10月1日世羅町告示第100号)に定める入札参加資格を有する者

2 前項第3号の規定は、業務の内容、性質等により、当該業務を履行することが可能な入札参加資格を有する者がいない場合又は町長がやむを得ないと認める場合は、前項第3号に規定する者に加え、入札参加資格を有する者と同等の要件を満たしていると認められる者を充てることができるものとする。

(プロポーザルの実施)

第5条 プロポーザルを実施しようとする場合は、次の事項について、世羅町建設工事等指名業者選定委員会設置要綱（平成16年10月1日世羅町訓令第41号）第1条に定める建設工事等指名業者選定委員会の審査を受けるものとする。

(1) プロポーザルの方式

(2) 公募型プロポーザルのときは前条に規定する参加資格、指名型プロポーザルのときは指名業者及び指名理由

(実施要領)

第6条 前条の規定によりプロポーザルの実施を決定したときは、プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を作成しなければならない。

2 前項に規定する実施要領は、次の事項を定めるものとする。

(1) 業務の趣旨又は目的

(2) 業務概要

ア 業務名称

イ 業務内容

ウ 履行期間

(3) 予算

(4) プロポーザルのスケジュール

(5) 参加資格

(6) 参加申込みの方法

(7) 説明会の開催

(8) 企画提案書の作成方法及び提出方法

(9) 質疑応答

(10) プレゼンテーションの実施方法

(11) 評価項目及び評価基準

(12) 選定結果の通知

(13) 契約手続

(14) 失格事項

(15) 企画提案書の取扱い

(16) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認める事項

(審査委員会)

第7条 プロポーザルの審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行わなければならない。

2 審査委員会は、副町長を含む原則5名以上の委員で構成することとする。

(審査方法等)

第8条 審査方法、評価項目、評価基準及び選定方法は、次の事項に留意して決定するものとする。

(1) 審査方法は、参加者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、審査委員会の各委員が評価するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングは、実施の必要がないと認めるときは、これを実施しないことができるものとする。

(3) 評価項目は、次に掲げる項目を基本とし、業務の内容に応じて適切に定めるものとする。

ア 参加者に関する項目（実績、技術者等）

イ 企画提案書及びヒアリングに関する項目（提案内容、実施体制、業務工程等）

ウ 見積価格に関する項目（提案内容との整合性、価格評価等）

(4) 評価基準は、評価項目ごとに優劣を点数化するものとする。

(5) 選定方法は、各委員の評価点の合計点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。ただし、全ての参加者の企画提案内容が仕様書の水準を満足していないと審査委員会が判断したときは、受託候補者を選定せずにプロポーザルを中止することができるものとする。

(6) 選定した受託候補者と契約が成立しなかった場合は、次点の参加者を受託候補者として選定することができるものとする。

(7) 評価基準及び評価項目は、審査委員会の審査を経て定めるものとする。

(公募型プロポーザルの実施)

第9条 公募型プロポーザルを実施しようとするときは、世羅町公告式条例(平成16年世羅町条例第4号)第2条第2項に定める掲示の方法及び情報通信ネットワークを利用した方法によって公告するものとする。

2 前項に規定する公告の内容は、次の事項とする。

- (1) 公募型プロポーザルに付す事項
- (2) 参加資格
- (3) 参加手続
- (4) 企画提案書の提出方法
- (5) 受託候補者の選定方法
- (6) 契約保証金に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(指名型プロポーザルの実施)

第10条 指名型プロポーザルを実施しようとするときは、第5条の審査を受けて決定した指名業者に対し、指名通知書及び実施要領を送付するものとする。

2 前項に規定する指名通知書の内容は、次の事項とする。

- (1) 指名型プロポーザルに付す事項
- (2) 企画提案書の提出方法
- (3) 受託候補者の選定方法
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(失格事項)

第11条 参加者が契約締結日までに次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格させることができる。

- (1) 参加資格の要件を満たしていないとき。
- (2) 公告、指名通知、実施要領及び仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 虚偽の記載があったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと認められたとき。

(費用負担)

第12条 プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(企画提案書の取扱い)

第13条 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町が選定の公表等に必要な場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

2 提出された書類は、返却しないものとする。

3 本プロポーザルに関し、世羅町情報公開条例（平成16年10月1日世羅町条例第9号）の規定に基づく開示請求があった場合は、不開示情報に該当するものを除き開示対象とする。

(契約の締結)

第14条 契約担当職員は、予定価格の範囲内において、受託候補者と随意契約を行うものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。